

○農林水産省告示第十号

平成十七年五月六日農林水産省告示第八百五十六号（外国人漁業の規制に関する法律第二条第七項の農林水産大臣の指定する船舶を定める件）は、平成二十九年二月三日限り廃止する。

平成二十九年一月五日

農林水産大臣 山本 有二